

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第4号

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 防火管理等（第50条の2－第50条の10の4）」を「第7章 防火管理等（第50条の2－第50条の10の4）」に、「第50条の18」を「第50条の19」に改める。

第19条第1項第9号の次に次の1号を加える。

（9の2） 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては，消火器の準備をした上で使用すること。

第21条中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第22条中「及び第9号」を「，第9号及び第9号の2」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 屋外催しに係る防火管理  
（指定催しの指定）

第50条の10の5 消防長は，祭礼，縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので，対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを，指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は，前項の規定により指定催しを指定しようとするときは，あらかじめ，当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし，当該催し

を主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第50条の10の6 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第54条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第8章中第50条の18の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第50条の19 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表等の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第54条第1項に次の1号を加える。

(7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第58条第1項に次の1号を加える。

(3) 第50条の10の6第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第59条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「同項の罰金刑」を「、同項の刑」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第50条の18の次に1条を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の神戸市火災予防条例第50条の10の5及び第50条の10の6の規定は適用しない。